

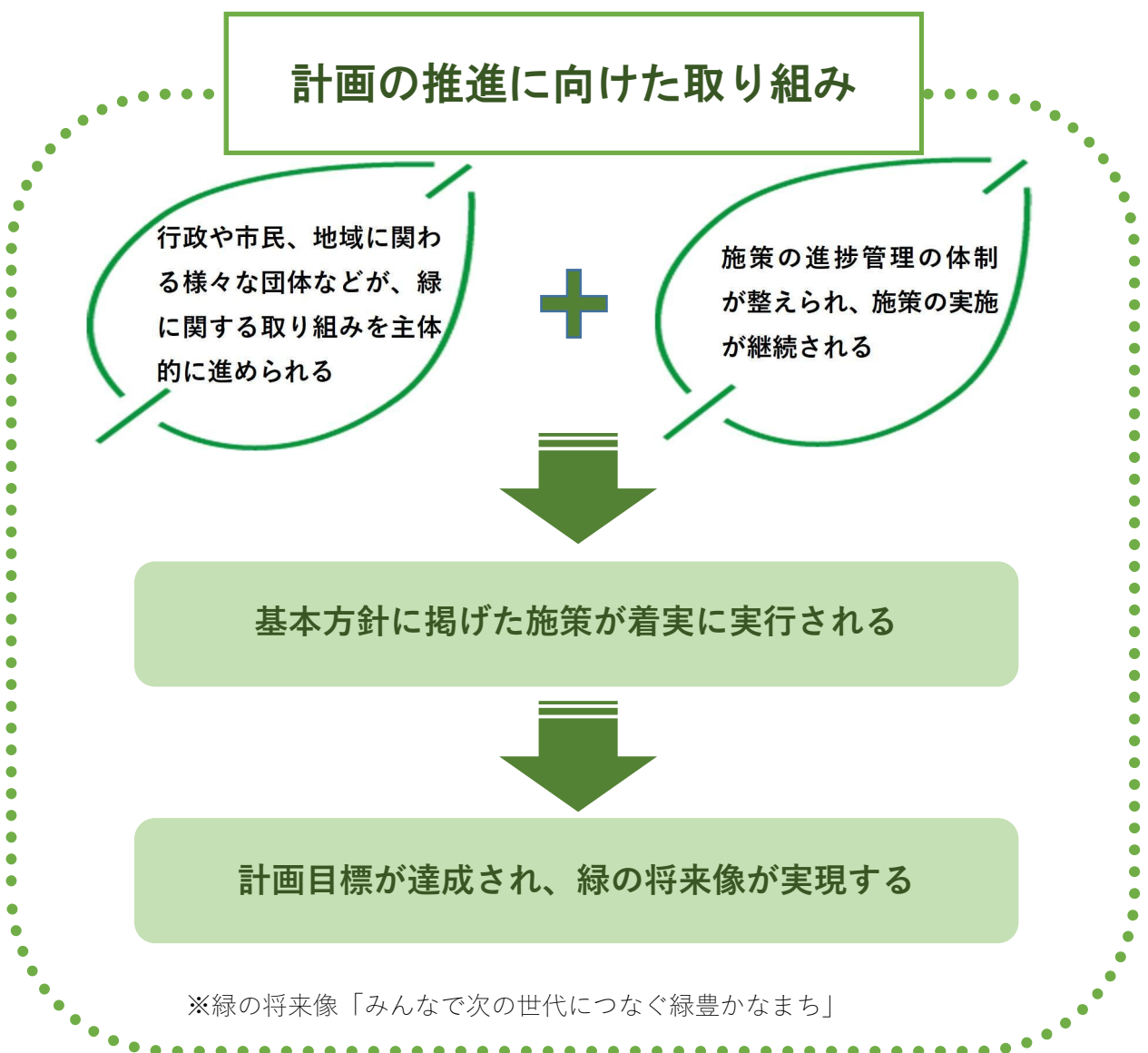
## 第6章 計画の推進に向けた取り組み

これまで、本市における緑化の推進や緑地の保全については、市民や様々な団体などの協力を得ながら行政が主体となり、公園緑地の整備、樹林地等の保全、開発行為等に伴う緑化の誘導、公共施設の緑化などの取り組みを進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展や地域社会のニーズや価値観の多様化等を背景とする行政需要の増大などにより、行財政資源（財源・人材・資産）の拡大は難しい状況になりつつある中で、今後も少子高齢化のさらなる進展や国の経済動向等による財政状況の逼迫を想定しなければなりません。

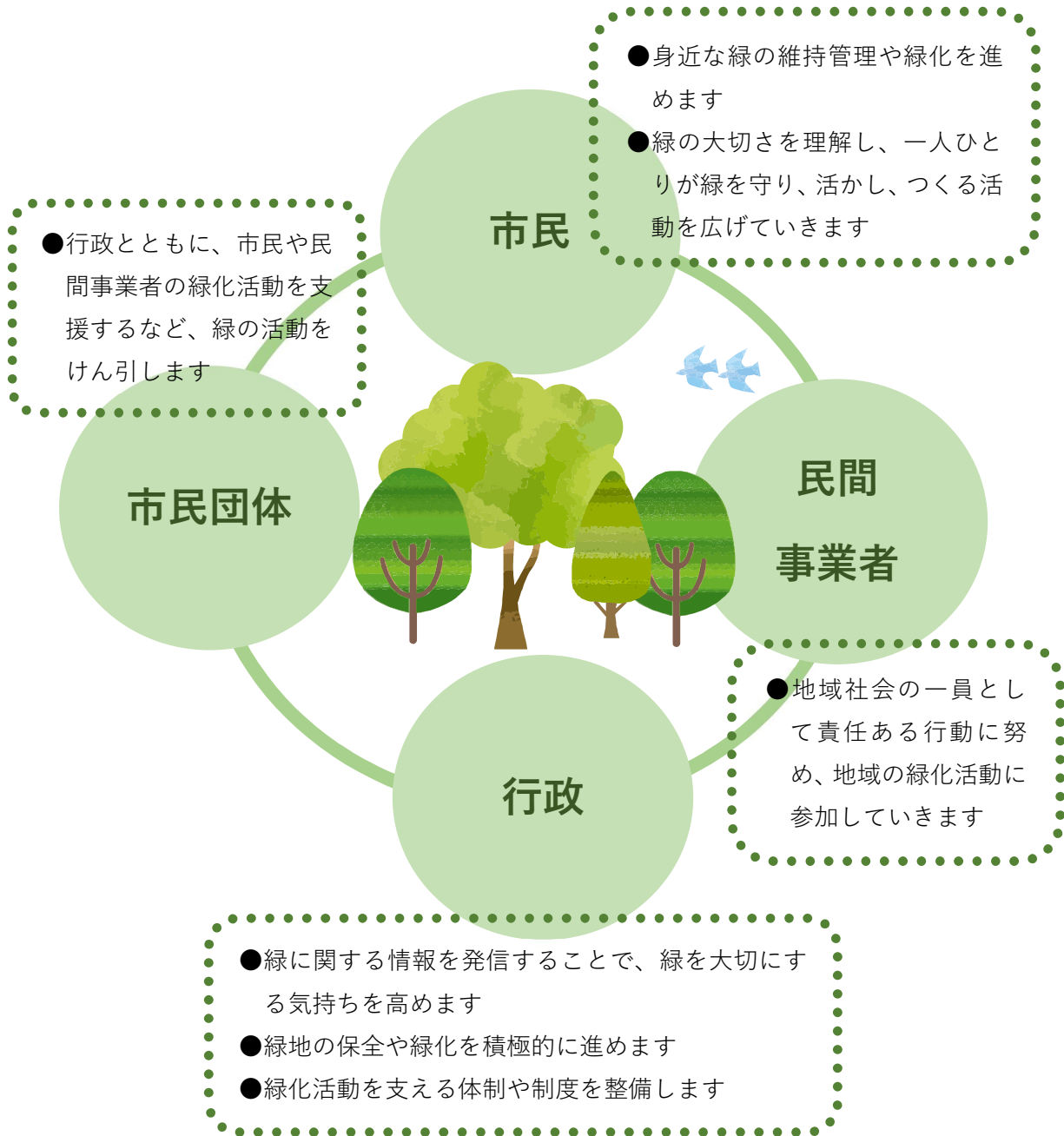
このような状況で本計画を効果的に推進していくためには、行政だけでなく、市民や地域に関わる様々な団体などが緑の大切さを認識し、緑に関する取り組みを主体的に進めていく必要性が高まっています。

また、本計画で定めた施策については、環境部門、教育部門または福祉部門など、取り組みを行う担当課が多岐にわたるため、庁内横断的な体制を整え、施策の進捗管理を行うことで、施策に係る取り組みの継続を図り、本計画で定めた緑の将来像である「みんなで次の世代につなぐ緑豊かなまち」の実現を目指していきます。



## 1 主体ごとの役割

行政や市民、地域に関わる団体（民間事業者、市民団体）などの様々な主体が目指すべき方向性を理解し、それぞれの役割を担っていくことで、本計画の円滑な推進を目指します。

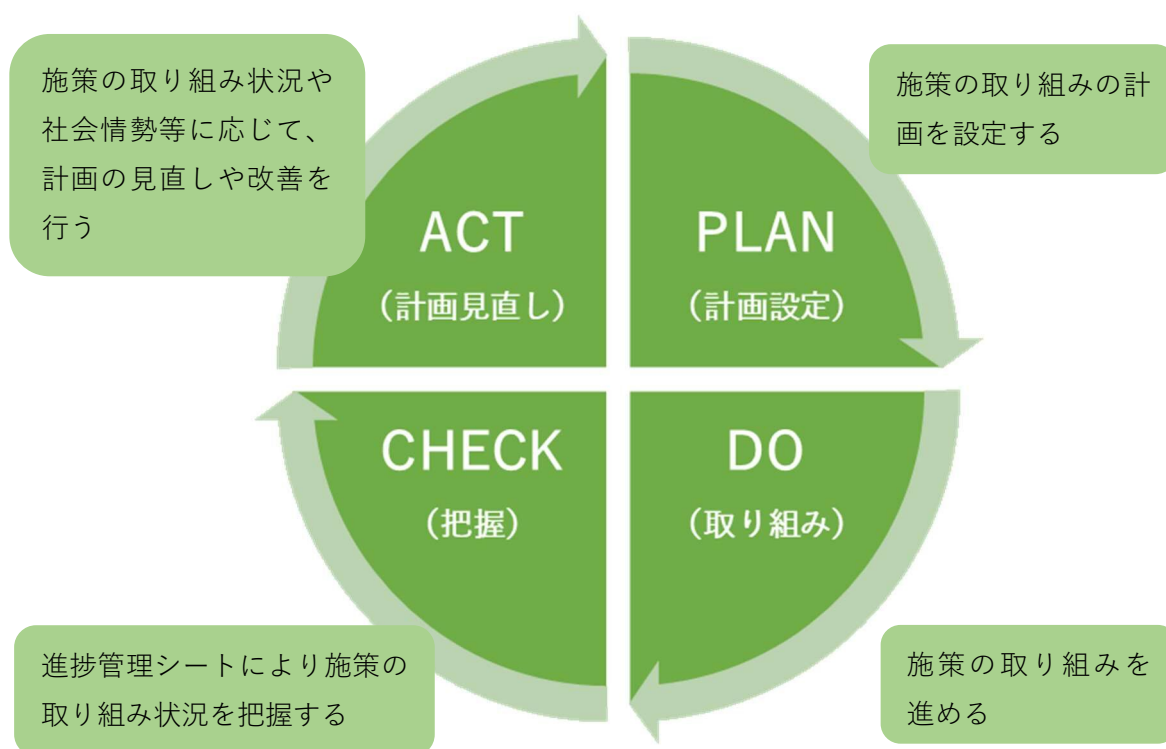


主体ごとの役割のイメージ

## 2 施策の進捗管理

施策に係る取り組みを継続するため、計画の設定（Plan）、施策の取り組み（Do）、進捗状況の把握（Check）、計画の見直し（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づき、施策の進捗管理を実施していきます。

施策の進捗管理にあたっては、目標年度の令和16年度まで毎年、担当課の取り組み状況を把握するとともに、社会情勢の変化や法改定、地域状況の変化などに応じ、適宜、計画の見直しや改善を行います。



PDCA サイクルのイメージ

